

南部広域行政組合

令和5年

第4回議会（定例会）

会議録

期日	令和5年10月31日（火）
会期	1日間
場所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和5年 第4回 南部広域行政組合議会(定例会)

招集年月日	令和5年10月31日(火)		
招集の場所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣言	令和5年10月31日(火)10時00分	議長	銘苅 哲次
閉会の日時・宣言	令和5年10月31日(火)12時04分	議長	銘苅 哲次
会期	1日間		
会議録署名議員	19番 新垣博正	20番 上間堅治	
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出席議員[19名]			
1番 大田 守	2番 長嶺 安浩	3番 瀬長 宏	
4番 新垣 繁人	6番 銘苅 哲次	7番 米増 雄二	
8番 新垣 正春	9番 徳田 将仁	10番 上原 晃	
11番 大城 勇太	12番 喜納 昌盛	13番 伊計 裕子	
14番 當山 清彦	15番 宮平 喜文	16番 上江洲 智章	
17番 渡口 良徳	18番 金城 盛男	19番 新垣 博正	
20番 上間 堅治			
欠席議員[1名]			
5番 ずけらん 長風			
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理事長 古謝 景春	副理事長 當銘 真栄	教育長 諸見里 獻	
事務局長 仲間 智紀	総務課長 久志 桂子	会計管理者 宮里 紀子	
研究所長 大城 讓次	研究所主任指導主事 新垣 誠	新炉建設準備室長 知念 正樹	
糸島環境衛生課長 喜友名 等	東部環境衛生課長 安里 勉	島尻環境衛生課長 島袋 盛一	
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
係長 玉城 良朗	係長 新垣 美智子	主査 平田 佐智子	
係長 平良 章智	主査 仲本 振一郎	主査 摩文仁 祐樹	
係長 崎原 喬	主査 桑江 陽大	主査 本村 良太	
係長 比嘉 敏之	主任 新垣 仁士		
係長 屋嘉 一輝	係長 平田 義久	主査 大嶺 正志	
主任 上間 公太	主事 親川 博二		

議事日程

1. 開会宣告

2. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 理事長あいさつ

日程第 4 議長諸般の報告

日程第 5 報告第 3 号 令和 4 年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第 4 号 令和 4 年度南部広域行政組合事業報告

日程第 7 議案第 23 号 南部広域行政組合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 認定第 1 号 令和 4 年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 2 号 令和 4 年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 3 号 令和 4 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 4 号 令和 4 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 5 号 令和 4 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 24 号 令和 5 年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 25 号 令和 5 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 26 号 令和 5 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 27 号 令和 5 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）

3. 閉会宣言

令和5年第4回南部広域行政組合議会（定例会）

会 議 錄

（開会：10時 00分）

◎開会の宣告

○議長（銘苅哲次）

始まる前に、5番、ずけらん長風議員から、欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は、19名で会議は成立いたします。

これより令和5年第4回南部広域行政組合委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（銘苅哲次）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において19番新垣博正議員、20番上間堅治議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（銘苅哲次）

お諮りいたします。本会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 理事長あいさつ

○議長（銘苅哲次）

日程第3、理事長挨拶。

古謝景春理事長、よろしくお願ひします。

○理事長（古謝景春）

先ほどの全員協議会に引き続き、本会議の開会となります。本日の議案でございますが、お手元の定例会議事日程にありますように、報告2件、条例改正1件、令和4年度の決算認定5件、令和5年度補正予算4件を提出しております。

各議案につきましては、各担当課長より説明をしていただきますので、慎重審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

◎日程第4 議長諸般の報告

○議長（銘苅哲次）

日程第4、議長諸般の報告を行います。

南部広域行政組合教育委員会から、令和4年度南部広域行政組合教育事務点検評価報告書の提出がありましたので、配付しております。後ほど御覧になってください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第5 報告第3号 令和4年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（銘苅哲次）

日程第5、報告第3号 令和4年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書の報告について議題といたします。

内容の説明をお願いします。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

報告第3号 令和4年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

2ページ、令和4年度繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

一般会計、3款2項、最終処分場運営管理。金額1億6,354万7,000円。翌年度繰越額1億2,645万6,000円。財源内訳、一般財源1億2,645万6,000円。繰越事業内容は、浸出水処理施設逆浸透膜処理装置修繕業務及び浸出水処理施設計画修繕業務です。

4款2項、教育研究所備品購入、金額326万2,000円。翌年度繰越額326万2,000円。財源内訳、一般財源326万2,000円。繰越事業内容は、島尻教育研究所の公用車購入です。令和4年度に入札し、契約を終えていますが、納車が翌年度になるということで、繰越ししています。納車は令和5年12月を予定しています。

一般会計合計金額1億6,680万9,000円、翌年度繰越額1億2,971万8,000円。財源内訳、一般財源1億2,971万8,000円となっております。

3ページ、糸豊環境衛生事業特別会計。

1款1項塵芥処理事業、ごみクリーンNo.2巻上ドラム取替修繕、金額768万7,000円、翌年度繰越額768万6,800円。財源内訳、一般財源768万6,800円となっております。

以上となります。

○議長（銘苅哲次）

これで報告第3号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎日程第6 報告第4号 令和4年度南部広域行政組合事業報告について

○議長（銘苅哲次）

日程第6、報告第4号 令和4年度南部広域行政組合事業報告について議題といたします。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

では、報告第4号 令和4年度南部広域行政組合事業報告。

令和4年度南部広域行政組合事業報告を別冊のとおり報告する。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

各課の事業を抜粋して報告します。

まず、1ページから2ページ、議会事務局の報告です。

定例会2回、臨時会3回、計5回開催し、議案33件、同意2件、報告5件、認定5件でした。

続きまして、理事会事務局の報告を行います。

初めに、3ページ、総務課です。

理事会を4回、幹事会2回開催しました。

広報活動として、組合広報誌、広域広報「なんぶ」を年2回発刊し、組合のホームページに掲載しております。

次に、4ページから5ページ、新炉建設準備室です。

まず、会議について御報告いたします。環境衛生関係副市町村長会議及び処分場・新炉会議、構成市町との意見交換会、具志頭畜産移転に係る八重瀬町との調整会議、環境衛生関係市町村理事協議会を開催しております。

次に、ごみ処理施設整備に伴う養豚施設移転に関する補助事業について、農林水産省へ要請を行っております。

そして、環境影響評価（方法書）に関する住民説明会を糸満市、八重瀬町港川地区、八重瀬町、南城市において開催しております。

次に、6ページ、監査事務局です。

例月出納検査を12回、決算審査1回、定期監査1回を実施しました。

また、共同処理事務市町村の担当課長及び財政課長会議を開催しております。

次に、7ページから20ページ、教育委員会事務局です。

始めに、7ページ、教育委員会議、定例会を2回、臨時会3回、計5回開催し、報告5件、議案12件、協議4件でした。また、教育事務点検評価員会議を開催しております。

次に、島尻教育研究所です。

7ページから9ページに研修事業、長期研修。琉球大学の教授等及び学識経験者、公認心理士、元教諭の専門家を指導講師に、幼稚園教諭1名、小学校教諭4名、中学校教諭3名の長期研修を実施し、島尻地区の教育リーダーの育成に努めました。

続きまして、9ページから10ページ、研修事業の短期研修です。

校内及び園内研修支援事業、市町村教育委員会連携講座（幼児教育）を実施し、教育研修を支援しました。特に、幼児教育に関する研修会では、100名が参加し、幼児教育の理論と実践の理解を深めることができました。

続きまして、11ページ、教育講演会。

島尻地区教職員対象に、県外から著名な講師を招聘し、保護者対応、また、生徒指導・教育相談

に関する講演会を開催し、延べ385名が参加しました。

続きまして、12ページ、調査・研究事業です。

小学校、中学校の研究協力員を委嘱し、指導と評価の一体化を図る研究及び授業実践を行い、研究成果を提案しております。

続きまして、13ページの調査・研究協力園事業です。

南風原町立津嘉山幼稚園を「調査・研究協力園」に指定し、園内研修を支援、南風原町内の幼稚園等に公開保育・研修会で成果と課題を共有するとともに、その成果の啓発に努めています。

14ページです。教育先進地域等視察研修。学びの個別最適化を実現する教育活動について、福岡県の小中一貫校と長崎県の小中学校へ研究所長はじめ指導主事で視察を行い、今後、ＩＣＴを活用した個別最適な学びに向けた指導力向上に生かせるよう推進していきたいと考えています。

同じく14ページですね、情報・広報事業として、ホームページの発信と更新、刊行物の発行、書籍の貸出し、研修終了者等へのフォローアップ、広報活動を実施しました。

続きまして、14ページから17ページ、教育相談事業です。

適応指導教室「しののめ教室」の利用状況は、小学校4名、中学校3名、計7名の不登校児童生徒の入室があり、このうち3名の生徒が学校に復帰をしています。

さらに、中学3年生への進路指導にも力を入れ、外部人材による講話、通信制高校視察など、生徒の自立に向かう意欲につなげるキャリア教育を展開し、中学3年生1名は高等学校へ進学しています。

また、島尻地区内の適応指導教室と連携し、合同体験学習や、担当者連絡会、教室運営等の情報共有に努めるなど、不登校児童生徒への支援体制強化を図ることができました。

続きまして、17ページから18ページになります。

そのほかで、教育研究所運営委員会、琉球大学との連携推進会議、沖縄女子短期大学との連携推進会議等を開催し、情報交換を通して事業の充実や、計画の立案等に生かしています。

次に、令和4年度視聴覚ライブラリー事業です。19ページから20ページを開けてください。

プラネタリウム出張上映会は、八重瀬町、豊見城市及び糸満市で開催し、224名が視聴しています。

視聴覚メディア講習会は、与那原町、南城市及び南風原町で開催予定でしたが、参加希望者がいなかつたため中止となりました。

離島親子映写会は、渡嘉敷村、南大東村、渡名喜村で開催し、188名が視聴しました。座間味村や粟国村はコロナ感染拡大防止のため中止となりました。

視聴覚機材・教材の整備について。利用の多い防犯教育や人権教育などのDVD9本、一体型アンプシステム1台を購入しています。

貸出、搬送・回収サービスは、月・水・金の147日運行しました。遠方の団体や日中多忙である幼小中学校、保育所、学童、福祉施設、市町村の自治会等、社会教育団体の負担軽減につながっており、より多くの団体が利用できるよう、今後も継続していきたいと思います。

それでは、20ページの左上の表の市町村別利用状況をご覧ください。

糸満市118件、豊見城市198件、南城市185件、八重瀬町203件、与那原町45件、南風原町135件、離島5村で10件、その他2件、合計896件、前年度比較で19.5%の増となりました。増えた要因としては、コロナ禍で自粛していた行事等の再開や、広報活動によるものだと考えております。

では、続きまして、21ページから26ページ、糸豊環境衛生課の報告でございます。

まず、21ページです。会議。糸豊環境衛生会議を2回開催しました。

施設見学等では、主に小学校の社会見学等、21件ありました。

次に、22ページから23ページ、糸豊環境美化センターごみ処理実績です。

22ページの一番上のほう、1、市町村別、種類別ごみ量の表を御覧ください。

令和4年度、2市の合計で3万6,804トン710キログラム、前年度との比較で、増減量689トン930キログラムの減、増減率1.8%の減がありました。

続きまして、23ページから24ページ、糸豊環境美化センターの法定試験結果です。

1、令和4年度のごみ質試験成績結果。

2、令和4年度ごみ焼却炉排ガス計量結果。

3、令和4年度ダイオキシン類測定結果。

全ての項目において基準値以下となっております。

続きまして25ページ、岡波苑し尿・浄化槽汚泥処理実績です。

一番上の表、1、市町村別、種類別し尿・浄化槽汚泥量の表を御覧ください。

令和4年度の2市の合計で1万4,215キロリットル。前年度との比較で、増減量431キロリットルの増、増減率3.1%の増がありました。

次に、26ページ、岡波苑の試験結果です。

1、令和4年度放流水質試験。

2、令和4年度脱水汚泥溶出試験。

3、令和4年度臭気指数測定。

全ての項目において基準値以下となっております。

続きまして、27ページから30ページ、東部環境衛生課の報告です。

27ページです。会議のほうが、東部環境衛生会議を4回開催しました。

施設見学等では、主に小学校の社会見学等、11件ありました。

28ページから29ページ、東部環境美化センターのごみ処理実績です。

28ページ、一番上の表、1、市町村別、種類別ごみ量の表を御覧ください。

令和4年度、4市町の合計で3万3,273トン350キログラム。前年度との比較で、増減量465トン350キログラムの減。増減率1.4%の減がありました。

続きまして、29ページから30ページ、東部環境美化センターの法定試験結果です。

1、令和4年度ごみ質試験成績結果。

2、令和4年度ごみ焼却炉排ガス計量結果。

3、令和4年度焼却残渣試験結果。

4、令和4年度ダイオキシン類測定結果。

こちらも、全ての項目において基準値以下となっております。

続きまして31ページ、汚泥再生処理センターし尿・浄化槽汚泥処理実績です。

一番上の表の1、市町村別、種類別し尿・浄化槽汚泥量の表を御覧ください。

令和4年度、5町村の合計で1万9,141トン590キログラム。前年度との比較で増減量、189トン60キロの減。増減率、1%の減がありました。

次に32ページ、汚泥再生処理センターの試験結果です。

1、令和4年度放流水質試験。

2、令和4年度脱水汚泥含水率。

こちらも全ての項目において基準値以下となっております。

最後に、33ページから38ページ、島尻環境衛生課の報告です。

33ページです。会議のほうでは、隣接自治会区長さんとの年間報告会議、一般廃棄物対策連絡協議会などを開催しました。また、最終処分場美らグリーン南城の施設見学や現場視察が9件ありました。

では、34ページから35ページ、島尻環境美化センターのごみ処理実績です。

34ページの一番上の表ですね。1、市町村別、種類別ごみ量の表を御覧ください。

令和4年度、2市町の合計で2,864トン770キログラム。前年度との比較で、増減量156トン280キログラムの減。増減率5.2%の減がありました。

続きまして、36ページ、清澄苑し尿・浄化槽汚泥処理実績です。

一番上の表の1、市町村別、種類別し尿・浄化槽汚泥量の表を御覧ください。

令和4年度、2市町の合計で1万4,530トン820キログラム。前年度との比較で、増減量69トン620キログラムの減。増減率0.5%の減がありました。

続きまして、37ページ、清澄苑の試験結果です。

1、令和4年度放流水質試験。

2、令和4年度脱水汚泥含有試験。

3、令和4年度悪臭分析。

全ての項目において基準値以下となっております。

38ページ、美らグリーン南城埋立実績です。

1、種類別埋立量の表を御覧ください。

令和4年度、糸豊、東部、島尻環境美化センターからの合計で、5,802トン910キログラム。前年度との比較で、増減量118トン370キログラムの増。増減率2.1%の増がありました。

次に、2、最終処分場埋立状況の表を御覧ください。

埋立容量9万4,145m³、令和3年度未埋立量2万1,223.3m³、令和4年度埋立量5,837.61m³、残余量6万7,084.09m³となっております。また、埋立率は28.75%になります。

美らグリーン南城試験結果です。

1、令和4年度最終処分場周辺地下水質試験。

こちらのほうも、全ての項目において基準値以下となっております。

以上で事業報告を終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで報告第4号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

詳しい説明ありがとうございます。

教育委員会の活動は、とても活発ですばらしい研修などもいっぱいやっていて、頭の下がる思いです。ただ、全体的に教員のスキルアップを中心とした研修が中心で、今課題になっている教員の

働き方改革、それに対する、要するに一定の共通認識を持てるような講演等、そういうところも今後は取り入れたらどうかなと思います。

聞きたいのは、6ページの監査事務局のページなんですが、これ例月とか決算、定期監査、これは基本的に一般監査のほうを報告出してるんですが、うちの監査基準ってどうなっているのか、特に行政監査、ここはどういう位置づけで実施されているのか。

実は、以前から議員の選出監査委員を廃止したらどうかと、これは、平成29年に法改正で、こちら側の条例を改正すれば、議員選出はなくすことができるというふうに、法律上、改正されたので、特に気になるのは、力量の問題も一つあるんですが、専門性とか、今、上里さんは税務署上がりで、税理士の資格を持つ方だと思いますが、それ以外に、本当に識見者を入れたほうが、もっと監査の質が上がるというふうに私は理解するし、ましてや、自分たちの都合の悪いところは、議員に知られたくないというのが、あり得ると思うんですね。そういうことを避けるためにも、せっかく法律も改正されたのに、議員選出の監査委員を外すということを、この年度で検討されたのかどうか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

瀬長議員の御質問にお答えします。

以前より、瀬長議員から、議員代表じゃなくて、識見がある方にやってほしいという話があつたんですけども、構成市町村の状況をお聞きすると、今、まだ豊見城市さんだけです。うちのほうでやるとなると規約改正となってしまうので、構成市町村議会全ての議決、協議も必要になってきますので、ちょっと今、構成市町村の状況、動向を見ている状況で、結論に至っていない状況です。

○議長（銘苅哲次）

理事長。

○理事長（古謝景春）

南城市も、監査委員につきましては、職員経験者、いわゆる行政を退職した方を退職した方が監査委員となっております。これは検討させてください。

③議員（瀬長宏）

監査基準。

○議長（銘苅哲次）

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

監査基準のほうなんですが、南部広域行政組合のほうも監査基準を設けておりまして、現在、そちらのほうに則って財務書類中心に、例月出納検査や定期監査などを実施しております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

議員選出は検討されるということで、お願いいいたしますが、監査基準というのは、法律事項でつくりなさい、そしてそれは公表しなさい、法律ではそういうふうにうたわれていて、私、ネットで

こちらの監査基準を見てるんですが、分かりにくいです。どの範囲が監査の範囲なのか。

先ほど申し上げたのは、行政監査はどうされているのですかと。財務監査しか報告ないんですが、要するに、事務執行が適正なのか、この組織の運営、組織の在り方が妥当かどうかということ、ここまで監査委員というのは、チェックすることができるわけですから、その辺はどんなふうに監査対象しているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

現在、行政監査の部分につきましては、定期監査のほうで事務の執行状況などを今見ております。視察の現場の調査につきましても、定期監査のほうで見ている状況です。

今後、事務の運営については、現在、定期監査の中で監査委員とも相談しながら内容を進めなければと思っています。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

19番新垣博正議員。

⑯議員（新垣博正）

ページ、31ページ、⑥の汚泥再生処理センターし尿・浄化槽汚泥処理実績についてお尋ねします。構成市町村、与那原町、南風原町、西原町、中城村、北中城村って表の中で示されておりますが、人口規模からいって、南風原町と中城村では、南風原町のほうが人口規模が多いんですけども、処理量等が中城村のほうが多いという現象があり、与那原町と北中城村と比較しても反対になっているという現象があるんですけども、これは下水道の接続率とか、整備率とか、そういうものの影響があるのかどうなのかをちょっと確認したいんですけども。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

ただいまの御質問にお答えします。

汚泥再生処理センターにつきましては、今、与那原町、南風原町、西原町、中城村、北中城村、5町村で運営しております。搬入量につきまして、都市化しているところと都市化していないところ、また、下水道の敷設率が高いところ、低いところございます。こちらが、どうしても搬入されてからの実績で、ただいまの御質問が、各市町村の下水道の敷設率までも私たちのところで把握してないところがございまして、正確に今お答えすることができないんですけども、これ年度ごとに確かに、増減したりすることもございますけれども、おおよそ、今、規模としては日量109トン処理するところが、建設しまして、今10年迎えておりますけれども、下水道の敷設率が上がることによって、搬入量は徐々に落ちていっています。

ただ、中城村が極端にほかのところより多いかどうかというのは、ちょっとこちらでも何とも言えないところなんですが、これが搬入実績となっておりますので、御理解のほど願いたいと思います。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

19番新垣博正議員。

⑯議員（新垣博正）

内容については把握していないということですね。

じゃあ、個別に私のほうで確認しますので、結構です。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎日程第7 議案第23号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第7、議案第23号 南部広域行政組合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

それでは、説明いたします。

議案第23号 南部広域行政組合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由でございます。

南部広域行政組合環境衛生審議会においては、これまで新炉建設に関することのみでございましたが、今後、新炉建設のみならず次期最終処分場建設の計画もあり、その最終処分場建設においても審議会に諮る必要があるため、この条例の一部を改正するところでございます。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、内容の説明については、3ページの新旧対照表で御説明をいたします。

右側が現行で、左側が改正案でございます。

改正する箇所については、右上の表、右上の担任する事務のほうになります。下線が引かれている部分が改正箇所になります。

まず、現行のほうでは、新炉建設に関する基本的事項に関するごとにございましたが、左側の改正案では、次の施設建設に関する基本的事項の審議に関するごとにことで、1号に新炉建設、追加で2号に、最終処分場建設を追加した改正案になります。

先ほど申しました、今回の改正につきましては、最終処分場事業の追加による改正となっております。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第23号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第23号 南部広域行政組合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩：10時39分)

(再開：10時41分)

◎日程第8 認定第1号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

再開します。

日程第8、認定第1号 令和4年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

認定第1号 令和4年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

資料でございますが、添付書類の令和4年度南部広域行政組合決算審査意見。

資料1、令和4年度南部広域行政組合会計別決算総括表。2ページに、令和4年度南部広域行政組合会計別負担金実績表でございます。

次の資料2、令和4年度一般会計決算概要で御説明いたします。

実質収支について御説明いたします。

歳入総額15億4,737万2,854円、歳出総額13億4,680万3,658円、歳入歳出差引額2億56万9,196円、

翌年度へ繰り越すべき財源1億2,971万8,000円、実質収支額7,085万1,196円となっており、全額を令和5年度へ繰越し処理いたしました。

歳入について御説明いたします。

1款分担金及び負担金、収入済額6億3,846万8,000円、比較199万円の増。

2款国庫支出金、収入済額5億6,782万7,000円、比較215万1,000円の増。

4款繰入金、収入済額2,147万9,279円、比較265万6,721円の減。

5款繰越金、収入済額1億874万8,886円、比較2,114円の減。

6款諸収入、収入済額11万7,617円、比較7万1,617円の増。

7款組合債、収入済額2億1,070万円、比較1,590万円の減。

8款財産収入、収入済額3万2,072円、比較3万2,072円の増。

歳入合計、予算現額15億6,168万7,000円、収入済額15億4,737万2,854円、比較1,431万4,146円の減。

歳出について御説明いたします。

1款議会、支出済額145万3,335円、比較4万5,665円。

2款総務費、支出済額9,555万2,161円、比較87万7,839円。

3款衛生費、支出済額11億440万3,306円、比較2億444万8,694円。

4款教育費、支出済額3,603万5,558円、比較598万6,442円。

5款公債費、支出済額1億935万9,298円、比較16万1,702円。

6款予備費、支出済額はございません。

歳出合計、予算現額15億6,168万7,000円、支出済額13億4,680万3,658円、比較2億1,488万3,342円となっております。

歳入歳出それぞれの主な理由につきましては、備考欄を御確認ください。

2ページに令和4年度一般会計事業別実質収支額、3ページに令和4年度一般会計事業別歳入決算、4ページに令和4年度一般会計事業別歳出決算、5ページに令和4年度一般会計事業別負担金実績表（総括）、6ページに令和4年度一般会計事業別基金残高を添付しております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで認定第1号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番上原晃議員。

⑩議員（上原晃）

1点だけ確認させていただきたいんですが、歳出の上のページ、ごみ処理施設整備事業の中の区分の8、旅費が300万余りも不用額が発生してるんですけども、この辺をちょっと、中身の説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

御説明いたします。

この旅費につきましては、地域住民の方々の視察研修ということで実施する予定でございました

が、当時まだコロナ禍が収束しておらず、そういう状況もございまして、実施できませんでしたので、その分、不用となっております。

以上でございます。

⑩議員（上原晃）

300万。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

実施できなかつたことが、この理由でございます。

○議長（銘苅哲次）

10番上原晃議員。

⑩議員（上原晃）

今の御説明はコロナ禍の影響ということでありますけれども、今まで何度も何度か県外視察研修を行われたと思いますが、関連してお聞きしたいんですが、この新炉建設事業については、この4年間で県外の先進視察研修と、今までの提案説明もございましたけれども、その中でもまた養豚施設移転補助事業の要請等もありました。いろんな予算、事業の予算が計上されておりまして、今となつては無駄な経費、そして、今度の新炉建設に向けても生かされる経費もあるかと思います。東部清掃美化センターにつきましては、本当に待ったなしであります、理事長がですね今後の新炉建設事業について、どのようにお考えでしようか、お伺いしたいんですけれども。

そして、それと併せまして、新炉建設準備室のほうで、今までの県外研修について、関する資料の提出もお願いしたことがあるんですけども、県外どの施設、どのようなメンバーで行かれたのか、その辺の名簿といいますか、これ先進地視察研修というのは、考えはお持ちなのかも含めて、今後に生かしていただきたいんですが、それも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

お答えします。

これまで視察等ございましたが、これはまず、職員のほうがごみ処理施設の内容等を勉強する意味で、県外のほうに視察に行っております。

それと、あと、その中で、当時、ごみ処理施設は、都市施設ということで、東京等にですね、そういう施設がございますが、都心の中にそういう施設があるということで、その状況、内容等を勉強する意味で視察は行っております。

今後になりますけれども、今後につきましては、これから次年度以降になると思うんですけれども、地域の方々へその状況等を見せまして、県外でのごみ施設、特に安全性の高い施設であるということを意識させる意味でも、今後、次年度以降、住民等を県外視察のほうと一緒に連れて行けるかなというふうに思っております。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

理事長。

○理事長（古謝景春）

私も常に、各県に出張する場合には、ごみ処理施設も、どういった施設があるのかということで、

処理施設も含めて、いろんなところから検討をしております。

今、新炉建設につきましては、焼却施設がどうなるんだろうということで私どもは思っていますが、技術の進歩というのは発展しておりますから、その部分も検討しながら、安価で継続的にこの機械が使えるような部分含めてですね、それを検討すべきなのかということで、職員へ申し付けております。

また、この焼却施設につきましては、西原町が自治会に上げておりますので、それも十分に進捗を見ながら、早めに着工できるような環境を整えていきたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

12番喜納昌盛議員。

⑫議員（喜納昌盛）

それでは、これは2ページ、大丈夫ですか、1点だけですね。

これは、監査委員の決算審査意見、6ページですね。その1の4番目です。やはり最終処分場で、7,000万余りということですけども、その辺の内容を御説明お願いします。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

資料2の2ページ、中段の③部分を御覧ください。

6,246万8,770円の実質収支額となっておりますけれども、この主な要因は建設において、委託料の不用額が運営において、修繕見直しにおける修繕料の不用額が発生したものであります。

○議長（銘苅哲次）

12番喜納昌盛議員。

⑫議員（喜納昌盛）

当初、見積りの経費負担の額が、事業の何の結果で7,000万余りの不用額が出たのかですけども、分かりやすく説明してほしい。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

お答えいたします。

工事、特に主な請負といたしましては、3工区を工事、一番最後の処分場の、最後の部分の工事になりますけれども、3工区の工事の契約において、この2工区の業者を随意契約による契約というふうになりました。

この随意契約する際において、2工区で請け負った額と、3工区の設計額を掛けた金額で契約させていただいたものです。

その差額でもって、不用額が生じたということとなっております。

○議長（銘苅哲次）

12番喜納昌盛議員。

⑫議員（喜納昌盛）

とすると、これは事業費、これは補助金事業ですよね。これは補助金、返還するんですか。その

辺はどういうふうに処理しますか。7,000万、不用が出てるから、補助事業一覧、これ返還することになるのかな。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

返還はしておりません。返還対象にはならないということあります。

事業の実績でもって、補助金等の申請を行っておりますので。

○議長（銘苅哲次）

暫時休憩いたします。

（休憩：11時01分）

（再開：11時02分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

ほか質疑はございませんか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

何点かお伺いをします。

この決算書14ページの3款1項1目旅費、8節の、先ほども話に出ていたんですけど、不用額311万。ここで当初予算が121万9,000円でしたが予算額が353万8,000円になっていて、これ3款1項1目の補正がされたものは補正2号、補正3号のときだけで、補正2号であれば192万、職員手当関係。補正3号で84万5,000円ですね、これが給与関係、手当、共済費で、この中で旅費の19万4,000円の減額補正がありましたが、増額分の補正というのがあって、補正予算額の274万6,000円というのは補正2、補正3号の合計金額に合致するので、この353万8,000円というのは繰越分として見ていいのだろうか、繰越しであるなら、繰越事業として表記しなかったのかどうか。その辺はどうなっているのかお伺いします。

あと、16ページ、一番下の12節委託料、これで不用額1,353万1,000円なんですが、これ前年度の繰越しの分で、実際いくつかの事業で支出が1,637万4,000円になっていて、その内訳があるんですが、これは繰越分であれば、この金額の差額が大きいもんですから、この支出された金額で全て事業が終わったということなのか、積み残しをして、いろいろ、同じ事業に繰越しができないわけですから、それは事業は終了したというふうになるのか説明していただきたい。

あと、20ページ、予備費からの充用というのは分かるのですが、27ページに予備費の説明があつて、これは令和3年度とだいたい同じ予備費から充用しているようですが、金額的には少な目だと思います。

ただ、この節内での流用がちょっと多過ぎるんですね、今回。2款1項4目、2款1項5目、3款2項1目、3款2項2目。こういうふうに14件の流用額があって、流用した金額が218万。これは令和3年度であれば流用金額が18万でしたから、10倍以上も流用になっていて。予備費から充てる分は予測できなかった予算が必要になりましたと、それで予備費で充てる。ただ、節内で流用するというのは、積算の根拠が妥当だったのかという事ですね、数があまりにも多過ぎる。

こういうふうな流用の仕方は監査では指摘はなかったのかどうか。こんなに流用が多かった理由

について御説明していただき、あと、監査の意見の中の2ページ、③の歳出決算の中で不用額が8,516万。これは令和3年度であれば1億4,300万不用額というのは、これは理由があつて、最終処分場の施工管理委託料と最終処分場建設工事費が見込みより相当金額が違ったということであつたんですが、令和2年度であれば2,300万程度。今回の不用額8,500万余りというのはちょっと、先ほどの流用のところで積算合計どうだったのかと含めて、この不用額については多過ぎると思うんですが、それについて御説明をしてください。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

1点目の御質問にお答えいたします。

まず3年度の旅費の内訳なんですけれども、令和3年度に実施予定でしたが、実施できなかつたので、その分次年度に、基金に一旦積んで、それから予算のほうに、再度予算組みをして、令和4年度に執行する予定をしておりましたが、コロナの影響で実施できなかつたと。

まず、その内訳としましては、地域住民に対して先進地視察を250万計上しておりました。それが実施できなかつたことと、それと職員の視察のほうも予定して、60万近く計上しておりましたが、それもコロナによって実施できなかつたので、その分の不用額が生じております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

お答えいたします。

14ページの12節委託料の不用額についてですけれども、最終処分場の工事の実施に当たって、委託料の中で、施工管理の委託料を予定しておりました。当初、11か月を予定しておりましたけども、5か月で済ませることができましたので、その分の差額が不用となっております。

また、17ページの、先ほどの説明とも関連いたしますけれども、14節の工事請負費、当初入札の、不用額ですね、1,848万円の不用なんですけれども、当初、入札を予定していたものが随意契約としておりますので、この金額の不用額が発生しております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

令和4年度の決算審査の意見についてなんですけれども、一般会計のほう、かなりの不用額がありまして、先ほど島尻環境衛生課長のほうからも御説明がありました。決算審査の6ページのほうに決算意見というところで、一般会計のほう4点ほど報告を出しております。こちらのほうの④番のほうで、それぞれの対象課のほうで監査委員のほうに説明をさせていただきました。

説明を聞き、適正であったと今回のはうは判断していただきましたが、確かに、不用額のほうは、令和4年度はかなり多くなっております。そちらを踏まえて、今後の執行については監査委員と会計課のほうでも確認しながら執行状況を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

先ほどの説明の中で、旅費については基金に一旦積んで、それで予算執行したという話であれば、本来は補正予算にきちんと載せてやるべきじゃないですか。勝手に基金からここに持ってきて予算をつけましたというやり方が、これ適正なんですかね。

今の説明からすると、予算計上の上げ方としてはちょっと理解できないですが、これをちょっときちんと説明していただきたい。

ただ、私の聞いたことは、先ほどの16ページでの事業として550万、663万、421万予算執行されているのは、その辺についての事業が完了したというふうになっていますかと聞いておりますので、それを説明していただきたい。

あと、不用額の8,500万というのは、これ予算の在り方としては、そんなに大きな予算ではないですが、占める割合としては大きいほうなんですよね。こういう予算執行の在り方について、どういうふうに改善が必要なのか、そのまで問題ないという認識なのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

お答えします。

大変申し訳ございません。先ほどの私の答弁が、一旦基金に積んでということでございましたが、確認しましたところ、令和3年度から4年度の繰越しの手続を経て、繰り越しております。

大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

お答えいたします。

先ほどのお話、最終処分場についての事業は完了しているのかという御質問でしたけども、最終処分場の事業はもう委託、工事等について、全て完了しております。

以上であります。

○議長（銘苅哲次）

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

すみません、先ほどの不用額8,300万余りのものにつきましては、すみません、二重になってしまいますが、今後の執行状況、令和4年は不用額を大分出してしまった件につきましては、決算審査のほうでも確認を取っているところなんですけれども、4年度を踏まえ5年度は執行状況の在り方をもう少し確認しながら進めていこうと思っています。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより認定第1号 令和4年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

◎日程第9 認定第2号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第9、認定第2号 令和4年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

認定第2号 令和4年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由、地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

次のページに歳入歳出決算書をおつけしております。

本特別会計は、平成25年度に最終処分場用地の取得に際し設置した会計であります。用地取得に際し、公共用地先行取得事業債を総額1億4,050万円借り入れております。

本会計の令和5年度予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,818万2,000円を計上しております。

内容といたしましては、歳入において他会計、一般会計から1,818万2,000円を繰入れし、歳出において公債費、元利償還金に全額充当し、予算執行するためのものであります。

なお、本特別会計の償還は令和5年度で完済いたします。

以上であります。

○議長（銘苅哲次）

ここで認定第2号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより認定第2号 令和4年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

◎日程第10 認定第3号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第10、認定第3号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

認定第3号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由、地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

説明について、資料3でもって御説明いたします。

資料3、令和4年度糸豊環境衛生事業特別会計決算概要。

実質収支。

歳入総額13億323万2,621円、歳出総額12億7,470万2,670円、歳入歳出差引額2,852万9,951円、翌年度へ繰り越すべき財源768万6,800円、実質収支額2,084万3,151円。

歳入。

1款分担金及び負担金、収入済額9億3,810万5,000円、比較0。

2款使用料及び手数料、収入済額1億7,339万5,252円、比較611万252円の増です。

4款財産収入、収入済額1,100円、比較100円の増です。

5款繰入金、収入済額8,361万8,000円、比較1,000万円の減。

6款繰越金、収入済額1,671万1,424円、比較576円の減。

7款諸収入、収入済額9,140万1,845円、比較54万3,845円の増。

歳入合計、予算現額13億657万9,000円、収入済額13億323万2,621円、比較334万6,379円の減でございます。

続きまして、歳出。

1款衛生費、支出済額10億9,062万1,618円、比較2,187万5,382円。

2款公債費、支出済額1億8,408万1,052円、比較948円。

3款予備費、支出済額0、比較1,000万円。

歳出合計、予算現額13億657万9,000円、支出済額12億7,470万2,670円、比較3,187万6,330円。

次のページ御覧ください。

次のページは令和4年度基金現在高となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで認定第3号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより認定第3号 令和4年度南部広域行政組合糸農環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

◎日程第11 認定第4号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第11、認定第4号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは、御説明申し上げます。

認定第4号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由、地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

概要につきましては、決算書15ページの次のページ、資料4で御説明申し上げます。

令和4年度東部環境衛生事業特別会計決算概要。

実質収支。歳入総額6億6,728万9,077円、歳出総額6億1,760万3,651円、歳入歳出差引額4,968万5,426円、翌年度へ繰り越すべき財源0、実質収支額4,968万5,426円。

歳入。

1款分担金及び負担金、収入済額4億6,149万1,000円、比較0。

2款使用料及び手数料、収入済額1億3,770万5,272円、比較171万8,272円の増。

4款財産収入、収入済額17万4,024円、比較24円の増。

5款繰入金、収入済額0、比較507万2,000円の減。

6款繰越金、収入済額5,998万3,449円、比較551円の減。

7款諸収入、収入済額793万5,332円、比較243万4,332円の増。

歳入合計、予算現額6億6,820万9,000円、収入済額6億6,728万9,077円、比較91万9,923円の減。

続きまして、歳出。

1款衛生費、支出済額4億9,370万9,184円、比較3,060万4,816円。

2款公債費、支出済額1億2,389万4,467円、比較533円。

予備費、支出済額0、比較2,000万円。

歳出合計、予算現額6億6,820万9,000円、支出済額6億1,760万3,651円、比較5,060万5,349円。

次のページに令和4年度基金現在高を提出してございます。

以上です。

(退室：⑭當山清彦 11分28分)

(入室：⑭當山清彦 11分30分)

○議長（銘苅哲次）

これで認定第4号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより認定第4号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

◎日程第12 認定第5号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第12、認定第5号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

申し上げます。

認定第5号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由、地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

次のページ以降、予算書13ページの次のページです。資料5をお開きください。

令和4年度島尻環境衛生事業特別会計決算概要。

実質収支。

歳入総額3億2,069万2,245円、歳出総額3億706万8,061円、歳入歳出差引額1,362万4,184円、翌年度へ繰り越すべき財源0、実質収支額1,362万4,184円。

歳入。

1款分担金及び負担金、収入済額2億2,531万3,000円、比較0。

2款使用料及び手数料、収入済額967万1,628円、比較105万1,628円。

3款国庫支出金、収入済額1,309万9,000円、比較0。

5款繰入金、収入済額374万5,000円、比較625万5,000円の減。

6款繰越金、収入済額2,583万6,980円、比較20円の減。

7款諸収入、収入済額3,132万6,637円、比較261万4,637円。

8款組合債、収入済額1,170万円、比較0。

歳入合計、予算現額3億2,328万1,000円、収入済額3億2,069万2,245円、比較258万8,755円の減。
続きまして、歳出。

1款衛生費、支出済額2億8,640万8,963円、比較875万7,037円。

2款公債費、支出済額2,065万9,098円、比較120万902円。

3款予備費、支出済額0、比較625万5,000円。

歳出合計、予算現額3億2,328万1,000円、支出済額3億706万8,061円、比較1,621万2,939円。

次のページに令和4年度基金現在高をおつけしております。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

これで認定第5号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより認定第5号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

◎日程第13 議案第24号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第13、議案第24号 令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

議案第24号につきまして、御説明いたします。

令和5年度一般会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお願いします。

議案第24号 令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度南部広域行政組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,879万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,877万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

次の資料6、令和5年度一般会計補正予算（第1号）概要で御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

4款繰入金、補正額2,794万5,000円の増。主な理由は、財政調整基金繰入れでございます。

5款繰越金、補正額7,084万9,000円の増。主な理由は、令和4年度決算剰余金でございます。

歳入合計、補正額9,879万4,000円の増でございます。

歳出。

2款総務費1項総務管理費、補正額7,084万9,000円の増。主な理由は、令和4年度決算剰余金積

立てによる増でございます。

3款衛生費1項ごみ処理事業費、補正額2,869万8,000円の増。主な理由は、委託料及び交付金返還による増でございます。

2項最終処分場費、補正額124万7,000円の増。主な理由は、工事請負費の増でございます。

6款予備費、補正額200万の減。ごみ処理事業分の減でございます。

歳出合計、補正額9,879万4,000円の増となっております。

2ページ、令和5年度事業別歳入補正予算（第1号）、3ページ、令和5年度事業別歳出補正予算（第1号）、4ページに令和5年度事業別基金現在高（予算ベース）を添付しております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第24号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

1点だけ。予算書の7ページの3款衛生費の中で、22節償還金ということで、循環型社会形成推進交付金返還というのがあって、これは八重瀬のほうでの工事に向けてということで、環境省の交付金使って事業を、補償算定業務でやってきた。

そのときに、2,200万ぐらい交付金が降りてきたと思うんですが、この返還という事でいいのかどうか、これについては、国の返還金についての考え方は、加算金ということで利息をつけて返さないといけない。年利10.9%で、利息を計算していただくんですが、これについてはどうなっているのか。加算金がついているのかどうか、その辺を説明していただきたい。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

それでは、お答えします。

ただいまの返還金の対応につきましては、令和3年度分から4年度にかけて、環境省の循環金を使って、事業を行いました。内容は、地質調査や環境影響評価、基本設計の策定等でございます。それで、その返還金の2,231万8,000円なんですが、これは10%の利子と/orていうのはついておりません。そのまま、それが補助金ですね、それがそのまま返還となっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

法律上は、返還が生じた場合には年利10.95%で計算しますよと、それをえた形で返しなさいという、法律上はなっているんですが、それは県と調整をして、要するに加算金はなくても今回は大丈夫というふうに結論付けたというふうに見ていいのかどうか。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

お答えします。

こちらは、県と、国にも県を通じて調整しまして、その交付の確定通知が届いております。その中に、2,231万円の返還をしなさいということが記載されており、国との調整含めそういう金額となっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第24号 令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第25号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第14、議案第25号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第25号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,930万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,990万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

詳細の説明については、資料7で御説明いたします。

資料7、令和5年度糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）概要。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。科目。2款使用料及び手数料、補正額112万1,000円。主な理由としまして、ごみの搬入量の増でございます。

6款繰越金、補正額2,084万3,000円。主な理由としまして、令和4年度決算剩余金でございます。

7款諸収入、補正額2,734万5,000円。主な理由としまして、溶融メタル売却量及び単価の増が理由でございます。

歳入合計、補正額4,930万9,000円。

歳出。

1款衛生費、補正額3,180万3,000円。

2目基金費、補正額1,042万2,000円。主な理由としまして、令和4年度決算剩余金積立てによる増でございます。

3目塵芥処理費、補正額2,138万1,000円。需用費、委託料の増となります。

3款予備費、補正額1,750万6,000円。

歳出合計、補正額4,930万9,000円でございます。

次のページを御覧ください。

次のページ、令和5年度基金現在高（予算ベース）となっております。

以上で説明を終わります。

（退室：②上間堅治 11分50分）

（入室：②上間堅治 11分53分）

○議長（銘苅哲次）

これで議案第25号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

予算書、1点だけです。説明していただきたいところは、7ページで修繕料1,813万6,000円のところで、糸豊のほうは基幹改良を受入れなければならない時期に今来ていると思うんですね。基幹改良を含む別の修繕なのか、それとも、基幹改良ではない、できるところだけど、もう修繕しないといけないという部分で予算を計上したのか、どっちになるんですか。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

まず、1,813万6,000円の内訳としまして、ガス冷噴霧プロワ用インバータの更新、あと、2号フィーダードラム本体更新、P S Aファン取替修繕、No.1、No.2ごみクレーン盤内の制御機器の更新修繕です。あと、ごみクレーンケーブル取替、今回修繕が必要とされている補正したものについては、全体的な更新ではなく、その設備の一部を修繕する計画でありますので、この修繕については補助事業の部分的な修繕というのは、対象にならないと考えております。

○議長（銘苅哲次）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

聞いていたものは、本来、基幹改良で該当する施設の修繕なのか、該当しない部分でということなのか。先ほど事業対象にならないというお話をされているんですが、その辺の予算つけた根拠、もし可能であれば基幹改良で一気に補助をもらってやったほうが低予算でということですね。それでも幾つか事業メニューを説明されたんですが、これについては該当するけど、今回やらなくちゃいけないところが、これについては該当しないので、今回、予算計上したということなのか、それが分かるように説明していただきたい。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

瀬長議員がおっしゃっている内容としては、補助事業の修繕、先ほどの修繕が該当するかしないかということだと思うんですが、補正で今回やろうとしているものについては、突発的な故障等が生じている設備でありますので、早急に修繕を行わなければならないものが主なものであります。これを令和6年から10年頃までの補助事業に充てることはできると思うんですが、タイミング的に先に事業というか、修繕をしなければ、ごみの受け入れ停止に至る可能性がありますので、今回補正で組ませていただいております。

○議長（銘苅哲次）

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第25号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第26号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第15、議案第26号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案第26号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,968万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,550万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

概要につきましては、予算書10ページの次のページ、資料8でもって御説明申し上げます。

令和5年度東部環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）概要。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

6款繰越金、補正額4,968万6,000円。主な内容として、令和4年度決算剰余金。

歳入合計、補正額4,968万6,000円。

続きまして、歳出。

1款2目基金費、補正額4,968万6,000円。主な理由としまして、令和4年度決算剰余金積立てによる増となっております。

歳出合計、補正額4,968万6,000円。

次のページ、2ページに令和5年度基金現在高（予算ベース）をおつけしております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第26号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第26号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第27号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第16、議案第27号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

申し上げます。

議案第27号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,362万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,293万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年10月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

資料につきましては、資料9をお開きください。予算書11ページ、次のページですね、資料9を御覧ください。

令和5年度島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）概要。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。科目。6款繰越金、補正額1,362万4,000円。主な理由としましては、令和4年度決算剰余金であります。

歳入合計、補正額1,362万4,000円となっております。

歳出。

1款衛生費、補正額1,423万4,000円。

2目基金費、補正額1,362万4,000円。主な理由としまして、令和4年度決算剰余金積立てによる増になります。

3目塵芥処理費、補正額61万円。理由といたしましては、備品購入費の増になります。

2款公債費、補正額28万6,000円。

3款予備費、補正額89万6,000円の減。

歳出合計、補正額1,362万4,000円。

以上となります。

次のページに令和5年度基金現在高（予算ベース）をおつけしております。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第27号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第27号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の議案審議については終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理をするものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和5年第4回南部広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻：12時04分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長	銘苅 哲次
19番	新垣 博正
20番	上間 勝治

